

# 千葉県衛生管理者協議会会則

## (目的)

第1条 本会は、千葉県内の衛生管理者等に対して労働衛生関係情報の提供、衛生管理者等相互の連携の促進、その他の支援を行うことにより、衛生管理者等の資質の向上と事業場における労働衛生管理の充実を図り、もって千葉県内事業場の衛生管理水準の向上に寄与することを目的とする。

## (名称)

第2条 本会は、千葉県衛生管理者協議会と称する。

## (会員)

第3条 会員は、衛生管理者、衛生工学衛生管理者、衛生推進者（安全衛生推進者）及び労働衛生担当者の方で、本会の設立趣旨及び目的に賛同する事業場に所属する方、または千葉県内に在住・在勤の方。

## (入会及び退会)

第4条 会員は、所定の申込書を会長に提出しなければならない。

2 会員が退会するときには、所定の退会届を会長に提出しなければならない。

## (事務局)

第5条 本会の事務局は、(独)労働者健康安全機構千葉産業保健総合支援センターとの連携の下で(公社)千葉県労働基準協会連合会におく。

## (事業)

第6条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 会員を対象とした研修会・交流会の開催
- (2) 千葉県内労働衛生関係機関・団体との交流
- (3) 全国衛生管理者協議会との交流
- (4) 労働衛生に関する情報の提供
- (5) その他必要な事項

## (役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

会 長 1名  
副会長 1名  
幹 事 8名 以内

## (役員を選任)

第8条 幹事は、連合会長が委嘱する。

2 会長及び副会長は幹事の互選による。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 幹事は、幹事会の構成員となり会務を執行する。

(役員の仕事)

第10条 幹事の仕事は2年とし、再任を妨げない。

(幹事会)

第11条 幹事会は会長が召集し、幹事の過半数以上の出席をもって成立する。

2 幹事会の議長は会長とする。

(幹事会の決議)

第12条 幹事会の決議は、出席者の過半数の同意をもって決定する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

(幹事会の開催)

第13条 幹事会は原則年2回開催する。

ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

(経費)

第14条 第6条の事業運営において、必要な経費は(公社)千葉県労働基準協会連合会において支弁するが、特に必要がある場合には参加費、受講料等の事業費の一部を徴収することができる。

(会則の改正)

第15条 本会の会則は、幹事会の議決を経なければ改正できない。

附則

1 本会則は平成26年2月14日から施行する。

2 本改正規則は平成26年8月20日から施行する。

3 本改正規則は平成28年4月1日から施行する。

4 本改正規則は令和5年9月7日から施行する。